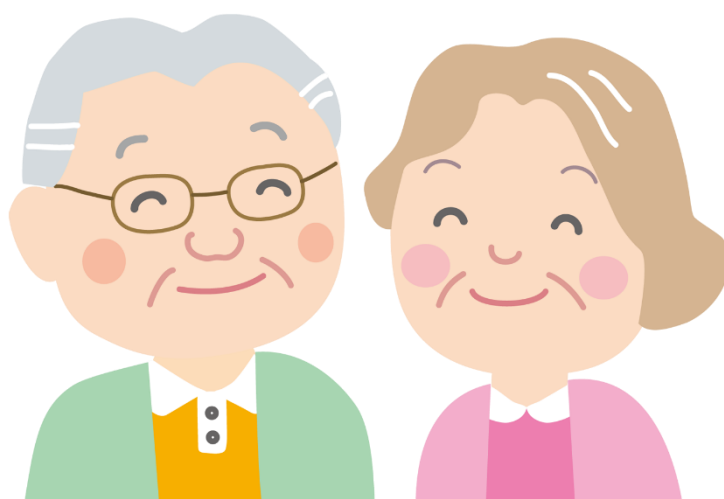


あなたらしく生活するために

## 成年後見制度

(藍住町社会福祉協議会 法人後見事業)

# ごあんない



# 成年後見制度について

## ★成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でないご本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が、財産の管理や身上監護をおこない、安心してその人らしい生活が送れるように法的に支援を行う制度です。

## ★成年後見制度の種類

成年後見制度には、すでにご自分だけでは判断できない場合の「法定後見制度」と、将来に備えて後見人を定めておく「任意後見制度」があります。

### 法定後見制度の3種類

		こうけん 後見	ほさ 保佐	ほじょ 補助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立ができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立により与えられる権限	—	●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	—

### 任意後見制度

内容について公正証書で契約をしておくことにより、ご本人の判断能力が十分でなくなったときに、任意後見人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって後見をおこないます。

- ※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- ※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。
- ※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

## ★法定後見の開始までの手続きの流れ（概略）



## ★申立てに必要な書類や費用について

- 申立書
- 診断書（成年後見用）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- 登記手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- 本人の戸籍謄本 など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などをご確認ください。

### 鑑定について

本人判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行うことがあります。この場合は鑑定料が必要になります。

鑑定料の額は個々の事案によって異なります。

鑑定が必要となる事案では、申し立ての時に鑑定料をあらかじめ納めていただくことがあります。

成年後見制度の制度内容についての問い合わせ先

### 徳島家庭裁判所

〒770-8528 徳島市徳島町1丁目5番地  
電話 088-603-0140（直通）

## ★藍住町社会福祉協議会法人後見事業とは

認知症高齢者および知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、藍住町社会福祉協議会が成年後見人、保佐人または補助人となることにより、本人が安心して日常生活を送ることができるように支援します。

### 1 対象者

藍住町内に在住し、紛争性が無く、身上監護と日常的な金銭管理が中心の方で、次の各号のうちどれか一つに該当する方が条件となります。

- (1) 首長申立をする方で、他に適切な後見人が得られない方
- (2) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人が得られない方
- (3) 日常生活自立支援事業利用者で判断能力が低下した方のうち、(1)か(2)に当てはまる方
- (4) 藍住町法人後見運営委員会が特に必要と認める場合

※成年後見人等への受任は、法人後見運営委員会にて協議・検討された後、藍住町社会福祉協議会会長が決定します。

### 2 内容

法人後見とは、社会福祉法人などの法人が成年後見人、保佐もしくは補助人（以下「成年後見人等」といいます。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の**身上監護・財産管理**の保護・支援を行います。

一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行いますので、担当している職員が、何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

#### 身上監護

身上監護とは、成年後見人等が、ご本人に必要な福祉サービスの契約、福祉施設入所契約、入院する場合等の医療契約等の法律行為を行うことです。

#### 財産管理

財産管理とは、成年後見人等がご本人に代理して契約の締結、費用の支払い等を行うことです。

※成年後見人等のご本人に必要な契約締結などの「法律行為」は行いますが、直接介護したり、通院介助といった「事実行為」等は出来ません。

## ★日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。成年後見制度とは以下のような違いがあります。

	日常生活自立支援事業	成年後見（法定後見）制度
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■判断能力が不十分であると同時に、本事業の契約内容について判断できる能力のある方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■判断能力が常に欠けている状態の方</li> <li>■判断能力著しく不十分な方</li> <li>■判断能力が不十分な方</li> </ul>
お手伝いできる事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本人の意思決定を援助します。</li> <li>・福祉サービスを安心して利用するためのお手伝いをします。</li> <li>・日常的なお金の出し入れのお手伝いをします。</li> <li>・大切な書類をお預かりします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本人に代わって意思決定が出来ます。</li> <li>・財産管理に関する法律行為</li> <li>・身上監護に関する法律行為</li> <li>・同意権、取消権</li> <li>・代理権</li> </ul>
お手伝いできない事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本人に代わって、意思決定をしたり、法律行為をしたりすることはできません。</li> <li>■買い物や身の回り世話、病院への付き添いなどはできません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日常品の購入や実際の介護などはできません。</li> <li>■本人が医療行為を受けることに同意したり、入院の保障人になることはできません。</li> </ul>
利用するためには	<ul style="list-style-type: none"> <li>■専門員がサービスの内容を説明します。</li> <li>■本人が利用申込書を提出します。</li> <li>■本人と徳島県社会福祉協議会と藍住町社会福祉協議会が契約します。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人、配偶者、4親等以内の親族が家庭裁判所へ申立てます。</li> <li>2 家庭裁判所が本人に代わる援助者を決定します。</li> </ol>



社会福祉法人 **藍住町社会福祉協議会**

〒771-1203

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 32-1

電話 088-692-9951 ファクシミリ 088-692-1626

Eメール [aishakyo@nmt.ne.jp](mailto:aishakyo@nmt.ne.jp)